

北本市

kitamoto city

職員の懲戒処分について

北本市では、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 概要

被処分者のうち主事級職員は、同僚職員に対してパワー・ハラスメントに該当する行為を行った。

また、課長級職員は、部下職員（上記と同一の職員）に対してパワー・ハラスメントに該当する行為を行うとともに、管理職として職場における安全配慮義務、ハラスメント防止措置義務及び職員安全衛生管理規程に基づく責務を果たさなかった。

主幹級職員については、管理職として職場における安全配慮義務、ハラスメント防止措置義務及び職員安全衛生管理規程に基づく責務を果たさなかった。

2 被処分者及び処分の内容

市民経済部市民課主事級職員（29歳）	減給10分の1	1月
市民経済部市民課課長級職員（54歳）	減給10分の1	3月
市民経済部市民課主幹級職員（55歳）	減給10分の1	1月

3 処分年月日

令和8年1月29日